

## 変質・損傷減税明細書（T-1010）

「**変質、損傷の原因**」欄には、損傷等が生じた原因について具体的に記載する。例えば、「20号台風による高潮に冠水したため」「長期間展示による材質変化」等と記載する。

「**変質、損傷の程度**」欄には、例えば、「輸入大豆 5,000 トンのうち、1,500 トンが腐敗」等と記載する。

「**関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎**」欄には、関税の軽減額及びその軽減額を算出する基礎となった算式及び税番の適用、並びに関税込率法施行令第2条第1項第1号《変質、損傷による価値の減少に基づく価格の低下分に対応する額の減税》又は第2号《変質、損傷後における性質及び数量により課税した場合における控除額》のいずれの適用を受けるかを明らかにする。

○ この証明書には、具体的減税要求額の証明として保険会社の調査資料等あるいは変質若しくは損傷の事由を証する書類（例えば海難を証する書類）があれば、これを添付する。